

上げる」ことができた。二十二日以降はもう国会はほぼ止まりましたので、まさに子供たちを救う御判断を皆様にいただいたことは、心より敬意を表させていただきます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。本日は質疑の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の通常国会、六月の二十日でございますが、やはりこの委員会にお邪魔をさせていただきまして、議員立法によりますいじめ防止対策推進法の質疑をさせていただきました。この法律でございますけれども、民主党の中では那谷屋先生、また斎藤先生、また与野党協議の中では柴田先生、この委員会のメンバーでは出席をされた。そうした超党派の議員の立法によりまして、そして国会の成立でございますけれども、あの参議院選前の委員会でございましたので、政局模様になりつつある中、六月二十日のこの参議院の本会議で上がった法律をすぐ六月二十日のこの参議院の文教委員会で審議をいただきまして、当時の水落筆頭理事、また民主党の林久美子理事、そして何よりも丸山委員長の御判断の下に、六月の二十一日の本会議に

その上で、「この度の閣法の地教行法の改正でございますけれども、この大津のいじめの自死事件、今日はあちらに御遺族の方が傍聴にいらしておりますけれども、それが一つの大きな立法事実、いじめを始めとする子供たちの命に関わる残念ながら教育委員会や学校の不適切な対応というものが社会的な事実としてあった、それを解決するための立法であるというふうな御説明がいただいているところでございます。

ただ、残念ながら、私、先日、決算委員会の方で下村大臣、あと文科省の皆さんに御質問させていただいたんですけども、今なお残念ながらいじめの自殺が止まらず、また残念ながら教育委員会を始めとする遺族の二次被害の問題というものが続いているところでございます。立法者の一人としては、実はきちんととした対策をしていただければそうした子供の自殺あるいは遺族の二次被害というものはとにかく防げるのではないか、そういう確信の下で、実は、また御質問させていただきますけれども、世界でももう随一のいじめ対策を作させていただいたというふうに思っているんですけれども、是非、文科省の方は、しっかりと

とした制度の正しい理解の周知に努めていただきたいと思います。

本日は、そうした閣法に盛り込まれております地教行法の改正事項が、既に成立しております。執行されていますいじめの法律の中で、よりどのようにいじめの法律を機能化あらしめていただけるものなのかどうかということについて質疑をさせていただきます。

初めに、下村大臣に伺わせていただきたいと思います。

この度の改正法の中で総合教育会議を設置した究極の趣旨、目的なんですが、今まで国会質疑の中などでこの教育会議の設置理由として、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するというふうにおっしゃっております。ただ、更に掘り下げなければいけないのは、いかなる連携により、いかなる民意の反映の確保により、いかなる教育行政の推進を目指されているかということです。

大臣、四月二十五日の衆議院の文科委員会でございますけれども、大臣の御答弁の中にこの改正の趣旨として、大津のような問題は今までの制度で解決できるということであれば、この抜本的な改革案を今国会に出す意味はないわけでござります、今国会へ出しているというのは、当然、そう

いう問題を構造的な問題として捉え、解決するためにもそもそも法案を出している前提があるというような趣旨の御認識を示されております。そして、この改正法の目的というのは、子供の不幸を少しでもなくしていくことというふうに述べられているところでござります。

そうしますと、一層の民意の反映と言つたときのこの民意の意味でございますが、つまりところ、その民意というのは当事者としての民意、つまりいじめの被害者やその保護者ですね、いじめを受けたお子さんやその保護者、つまりいじめにより傷つけられ失われた尊厳の救済、つまりその尊厳を保持、回復することと同時に、また、この当事

者以外の市民や住民の方々がそうした残念な、あつてはならないいじめの事案、あるいはあつてはならない教育関係者等の対応に対し、本来はこうあるべきだと共感し妥当と受け止めるであろうことであると理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、今、小西委員から御指摘がありましたが、あの昨年の通常国会でいじめ防止対策推進法、まさに超党派の議員立法で、非常に会期末成案が危ぶまれるような状況がありました。が、各党がそれぞれ努力をしていただいて法案成立をしていただいたことに對して感謝申し上げたいと思います。

それを受けて、文部科学省としても基本方針を定め、また各自治体においても条例等を制定をしてもう一つによつて、もちろん学校現場は当然ですが、しっかりと対応できるようなると聞いて、この法律が制定されたことによつて大きく前進したのではないかと思います。

今回の地教行法の改正ですが、これはきつかけはおつしやるとおり、あの大津市におけるいじめ事件であります。これだけではなくて、基本的にはやはり教育委員会そのものが戦後構造的ないろんな問題点があるということが、大津だけでなくほかの部分でも、ほかの自治体においても指摘されたところでもあります。そういう抜本改革をしていく必要があるのではないかといふ位置付けの中で、教育委員会が責任ある迅速で的確な対応をするための制度設計をどうするかということについて、これはいじめ問題以外においても対応していくという必要があるという認識の下で改正案を出させていただいているわけでござります。

今回の改正によりまして、御指摘の民意を代表する首長が総合教育会議を開催し、教育委員会と対処策についても議論することが可能とするような制度設計をすることによりまして、このいじめ事件のようなそういうことに対しして迅速な危機管理体制の構築を図るということとも的確にできるのではないかというふうに考えております。

○小西洋之君 済みません、ちょっと少し明確にいただけなかつたかもしないので、重ねて伺いますけれども、民意の反映というふうに趣旨を述べられておりますが、改正の趣旨を。その民意というのは第一条の四の第一号でございますけれども、まさに子供の命、身体に被害が生じる、あるいはそのおそれ、今いじめに限つた御議論を申し上げさせていただいておりますけれども、そうした当事者の思いが、残念ながらまずはいじめによって死に追い込まれてしまつた子供、また第二は、そういう本当にこの上ない悲惨を受けたにもかかわらず残念ながら適切な対応を教育委員会等が取らなかつたために受けてしまった二次被害、そしたものを見て二度と起らしていかない、つまり、そうした当事者のそういう尊厳を保持、回復するという意味での当事者の民意というのは間違いなく含まれているというふうに解してよろしいでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） これは、いじめ防止対策推進法という一つのこととに絞つた法律ということではなくて、教育委員会制度の抜本改革でありますから、必ずしもそれだけを対象にした法案ではありませんが、民意ができるだけ反映できるようなそういう仕組みとしての、いじめ問題についても緊急対応ができるという意味での総合教育会議を設置したということもありますし、今まで

よりもより的確に反映できるような、そういう制度設計としての教育委員会制度改革であるということを考えております。

○小西洋之君 済みません、ちょっと一番大事なところですので重ねて伺いますけれども、第十二条の八項ですね、教育長が子供の教育を受ける権利の保障に万全を期すと、そういうことをあえてまた明文で入れておりますけれども、もちろん、日本国憲法あるいは教育基本法からある教育の一一番の目的そのものでございますけれども、子供たちの教育の受ける権利というものを十全に保障していく、全ての教育に関する法制度はそのためにあるんだというふうに当然理解されるわけですから。

その中で、あえてこの総合教育会議を設け、かつ、第一号を設けて、申し訳ございません、最後に後で教育委員会制度全体の改革の御質問もさせていただきますので、前半はいじめの話に特化でお願いしたいんですけども、そういう当事者の民意で、今までまず十分対処されなかつた当事者の民意に対してもう少し具体的に質問をさせていただきます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今大臣は十一条八項の教育長の、教育を受ける権利の趣旨について答弁をいただいて、その中には、幅広いという意味も含めて当然被害者、当事者の立場、民意というのが入ると。その教育長が参考するのが総合教育会議でございますので、この議題事項である第二号には講ずべき措置、第一条の四の二号には当然その被害者の民意というのが含まれるというふうに解させていただきます。

では、更にちょっともう少し具体的に質問をさせていただきたいと思うんですけども、今般の法改正でございますけれども、既にある特別法であるいじめ防止対策推進法をより機能あらしめる

うか。

○国務大臣（下村博文君） 第十一条の第八項、「教育長は」、ちょっと間を抜いて、「第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われることではありませんが、幅広く、当然これとでありますて、必ずしも被害者に特化している」ということではありますけれども、幅広く、当然これは、児童生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期すという中には、できるだけ関係者の方々の意見も十分反映させるということは当然入ってい

ためにもある立法だというふうに理解をさせていただいておりますけれども、文科省に伺わせていただきますが、いじめ防止対策推進法で措置されていますいじめの対策、そのいじめ対策の法律の規定事項、あるいは、大変失礼いたしました、下村大臣とあと上野政務官のお力によつて法律の趣旨を本当に適切に反映していただき、より具体的に、よりすばらしく反映していただき、国的基本方針を昨年十月にお作りいただきました。そうした国的基本方針、あるいは法律の成立時に成立している附帯決議があるんですけれども。

この法律の概要のポンチ絵を今配らせていただきしておりますけど、一枚おめくりいただきまして、法律の附帯決議が付けられておりまして、法律の運用に係るような重要な部分に下線を引かさせていただいておりますけれども、例えば右のページの三という、これ参議院の附帯決議でござりますけれども、いじめの被害者に寄り添つた対策が講ぜられるように留意するというような言葉でしたり、あるいは左の五、これ衆議院でございますけれども、重大事態への対処に対しては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあつたときには適切かつ真摯に対応するといったよう、制度運用全体に係るようなその理念が規定されているところでございます。

繰り返しですけれども、法律、国的基本方針、

こうした附帯決議にうたわれている地方行政が関わるようなそのいじめの対策、その趣旨というのは、この今回の法改正の中にも当然に適用があるというふうに解してよろしいでしょうか、文科省。

○政府参考人（義本博司君）お答えいたします。
総合教育会議につきましては、首長と教育委員会という執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けのものでございまして、委員御指摘のいじめの対応等におきましても、いじめ防止対策法に基づき対応が行われるよう適切に活用されるものと考えております。

さらに、御指摘いただきましたこの法律の施行に合わせて決議されました附帯決議、あるいはこの法律の立て付けに基づきまして制定いたしましたいじめ防止基本方針につきまして、総合教育会議の運用に当たりましては当然踏まえるべきものと考えております。

○小西洋之君 答弁ありがとうございました。
審議官、今お手元のこの附帯決議のページで、必ずしもダイレクトに地方行政、教育行政に係るものではないとも思われる所以、この衆参の附帯決議の中であえて必ずしもダイレクトではない、

○政府参考人（義本博司君） 例えれば「ざいますが、参議院の附帯決議の二号で、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対し適切に対策が講じられるよう努めること、あるいは同じ附帯決議の四号におきまして、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行なうようにするため、専門家等の意見が反映されるよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じることなどについては、主に国あるいは一般的に定めたものと理解しております。

○小西洋之君 ありがとうございました。私もおおむねそのような認識だと思うんですけど、ただ、四号の国的基本方針ですが、地方の取組が駄目だったたらやつぱり国の基本方針を見直す場合もあると思いますので、ここは是非積極的に理解をしていただきたいと思います。

では、更に改正法の内容について確認をさせていただきます。

〔委員長退席、理事二之湯武史君着席〕

第一条の四の二号で、児童生徒の生命あるいは言えどもそれ以外は全部この趣旨が及ぶということですけど、ちょっと挙げていただけますでしょ

うか。
身体に被害が生じた場合の一一番最後の言葉ですか
れども、「緊急の場合に講ずべき措置」の緊急の

場合というふうな言葉がありますけれども、本日質疑の機会をいただくに当たって今までの衆参の質疑の議事録を私も目を通させていただきたいんですけれども、この総合教育会議でいじめの事案について扱える事項で、例えば事案の再発防止策、あるいは首長のいじめ法の三十条の再調査の判断というふうなことがありますけど、いわゆる、事件が発生してからしばらく時間がたっているという意味で、切迫した時間概念に必ずしも拘束されないような事項についても、この緊急の場合という条件のところでもう議論ができるということにされておりますけれども、そうすると、この緊急の場合の解釈なんですが、言わば本来であれば緊急に対応すべき事象は広く含まれる、分かりやすくかみ砕いて言うと、教育委員会においてこれ悪いケースですけれども、本来なすべき重要な措置がなされていないなどの場合も緊急の場合に該当すると解釈してよろしいでしょうか。

この「緊急の場合に」でございますが、教育委員会が本来なすべき重要な措置がなされておらず児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じておそれが継続している場合も含まれていてと解釈しております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

ですので、要するに切迫した時間概念に拘束されるわけではなくて、一つの起きた事件をめぐるその後の新たな事態についても広く緊急の場合になるという理解をさせていただきます。

〔理事二之湯武史君退席、理事石井浩郎君着席〕

では、もう一つ、言葉の定義を確認させていただきたいんですけど、「緊急の場合」の上にある、児童生徒等の生命などの被害が生ずるなどの場合等のこの「場合等」という言葉なんですがけれども、いじめの法律の第二十八条に重大事態といふものを定義しているんですけども、この重大事態の定義には、例えば長期間の欠席、これらも重大事態になります。また、生命や身体への被害ではなくて物を取られてしまう、いじめではなくてあることですけれども、その財物に対する被害なども対象になつております。

そうした、いじめの法律では非常な特別の調査とあと再発防止をしなければいけない重大な事態であるというふうに認識をしているんですけど

も、この「場合等」というのは、必ずしも生命、身体に限らないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君）お答えいたします

第一条四第一項第二号に規定する「等の緊急の場合」ということにつきましては、児童生徒の生命又は身体の保護に類するような緊急事態を想定しておりますので、例えればいじめにより児童生徒が長期間の欠席を余儀なくされている場合や、いじめにより児童生徒の財産への被害が生じている場合など、いじめ防止対策推進法第二十八条の重大事態の場合には該当し得ると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

実際、その法律が成立された後の、これ、広島県のある市のケースなんですけれども、長期間の欠席が続いているんだけれども法律に基づいた対策がなされない、あるいはようやく二十八条の組織ですね、重大事態のときの教育委員会に置く附属機関、第三者委員会ですけれども、それがようやく設置されたなんだけれども、それも、いじめの法律に規定されている被害者に対する説明ですか、あるいは被害者の意向を踏まえるといったそうしたことが全くなされずに行われているですか、まさに残念ながら教育委員会がきちんと機能しない場合。

している」とでござりますので、まずはもう教育委員会にしっかりと頑張つていただきながらなければいけない。それが何より、まさに子供たちは教育の現場においてますので、首長部局にいるわけではあります。しかししていただかなきやいけないというんですけれども、まさにそういう緊急の場合、非常の場合にはこの総合教育会議などでもしっかりと議論をしていただきたいというふうに考えます。

では、今答弁いただきましたこの「場合等」なんですけれども、どういう場合がこの場合等にならぬのか。もっと言うと、この一号の対象事項といふのは何か、あるいはその一号の対象事項も含めですけれども、いじめについても、この一号についての、いじめの政策などは対象事項になりますので、そうしたものについて分かりやすいガイドラインのようなものを定めるということはどうぞいえますでしようか。

○政府参考人（義本博司君） 総合教育会議における協議事項などにつきましては、改正案の内容や運用の在り方につきまして、この国会の御審議の中で慎重に議論され、確認がされてきたところでございます。

今御指摘ありました長期欠席や財産への侵害の問題も含めまして、こうした重要事項につきましては、法案が成立した場合におきましては、施行

通知や説明会等におきまして丁寧に周知してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

では、今そういう法が成立した後に具体的な分かりやすい整理を現場にお届けするということなんですけれども、そうした一定の基準、定めた、をいただくんですけれども、さらにもう一つ確認すべき問題があるというふうに思います。つまり、どういう場合がこの招集の対象のケースに法律上なるということが整備されても、実際に首長がこの会議を招集、適切にしてくれるかどうかということを詰めていく必要があるうかと思ひます。

例えばなんですけれども、この二号の要件には該当するんだけれども、なぜか首長が招集しない場合、あるいは、いじめの法律では、第二十八条の重大事態に該当した場合は、仮にその重大事態がこの二号に該当するということになれば、二十八条の後の三十条の規定によつて、重大事態が発生したことを教育委員会は首長に報告義務が、委員会でも何度か取り上げられておりますけど、報告義務があるんですけども、そもそも、そういう二十八条の重大事態に至らないような事案ですね、首長に報告されないような場合は首長はそれをどうやって把握するのか。あるいは、その二号の要件に該当するかどうか首長が判断に迷うような場合もあるうかと思ひます。

そうしたときに、先ほど冒頭に確認をさせていただいたこと、あと二つ目の質問でも確認をさせていただいたこと、一層の民意の反映と、あとこの特別法であるいじめの法律の中で、被害者に寄り添つた対策、あるいは被害者からの要請の真摯なるその対処ということが規範として位置付けられています。

そうすると、首長が招集をするかどうかという判断のために、被害者あるいはその遺族から会議の招集を首長に申し立てる、そうしたようなことが一般的に認められるべきだというふうに運用と見て考えますが、文科省、見解いかがでしようか。○政府参考人（義本博司君） いじめによる重大事態の対処に当たりましては、いじめを受けた児童生徒やその保護者から申立てがあつたときについては、適切かつ真摯に対応すること、これはさつき委員御指摘の衆議院の附帯決議で盛り込まれたことでござりますので、この点は重要なだと考えております。

総合教育会議を招集するかどうかにつきましては、第一条の四第三項によりまして首長が判断するものでございますが、首長が招集するに当たりましては、被害者遺族からの申立てにより招集を判断する場合もあり得ると考えております。

○小西洋之君 是非そうした運用を、申し上げましたように、私は、まず学校と教育委員会にもう

頑張つていただいて、こういう不適切な対応が総合教育会議などで議論をされる必要がないように是非していただきたいんすけれども、実は残念ながら、そうしたことが今なお、いじめの法律だけでは私はいじめ対策というのは十分完結するだけの内容を盛り込めているとは思うんですけども、十分機能していないところありますので、この総合教育会議の招集に当たつて、いじめの被害者あるいは当事者からの申立てを受けて、もちろん招集するかどうかは首長の専権的な判断事項ではございますけれども、こうした運用を一般化していただきたいと思います。

その関連でちょっと御紹介させていただきたいと思うんですけども、下村大臣の下でお作りいただいた国的基本方針なんすけれども、重大事態と思われるようなケースが起きた場合に、学校や教育委員会は重大事態ではないと思うと。ただ、いじめを受けた当事者や保護者の方が、これは重大事態だというふうに思つた場合、二十六ページにこういう記述がござります。「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至つたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」と。

そういうのが、まさにこういう具体的な、被害

者に寄り添つた、あるいは真摯な要請に対処する「いじめ」とが具体的に書かれておりますので、是非この趣旨を参照して、首長への会議の招集のプロセスにおいてもこうした運用を是非一般的に認めて広めるように文科省も力を尽くしていただきたいというふうに思います。

では、更に質問を重ねさせていただきます。

もう少し言葉の定義でございますけれども、結果、今、「場合等」のケースに、必ずしも生命などに関わらなくとも、いじめの法律の重大事態などのケースも入るというような答弁をいただきました。

では、重大事態などのケースが対象になつた場合に、それに基づいてこここの会議の場で議論をされる、会議の目的でございますけれども、講ずべき措置、何をこの会議として議論をして、役割分担を調整の下にやっていくかということでございますけれども、重大事態への対応については、いじめの法律の二十八条とあと三十条で教育委員会や学校の取組、特に教育委員会の取組がありますけれども、要するに、この二十八条、三十条で教育委員会の求められている取組、それが必ずしもうまくいっていないような場合はこの協議の対象になり、教育委員会がしかるべき対応をその議論の結果として、もちろんやるがやらないかを判断するのは教育委員会ですよ、制度上は、やると。

つまり、二十八条や三十条の教育委員会のいじめの法律で規定されているその対策というのは、この講ずべき措置として総合教育会議の議論の対象に全てなると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君）お答えいたします。

総合教育会議におきましては、児童生徒等の生害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずるべき措置ということにつきまして協議、調整するということになつてているところでございます。

いじめ防止対策推進法第二十八条に規定する組織によります調査、あるいは同法三十条に規定します首長による再調査等のいじめ防止対策推進法に規定する対処につきましては、第一条の四第一項第二号の講ずべき措置に該当するというふうに考えております。

○小西洋之君 答弁をありがとうございます。

つまり、二十八条、三十条の教育委員会の対応が適切かどうかを議論をしていくと。議論していくに当たつては、先ほど御確認をいただきました被害者に寄り添つた対策あるいは真摯な対処、あるいは被害者に法的な説明責任を果たすということは、教育委員会が、教育委員会や学校が知り得たいじめの事実関係について、かつその調査して

知り得たものについて、被害者への説明責任を全うするということもあるのいじめの法律で規定されておりますので、そうしたことがちゃんと図られていくような教育会議の運用をやつていただきたいと思います。

この教育会議の運用の在り方ですけれども、第九項で会議の運営に関して必要な事項というふうにありますけれども、そうした被害者について十分配慮をした、寄り添った対策あるいはその運営をやつしていくというようなことを会議の運営事項として定めることは可能であるということによろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君） 今委員御指摘いたしましたいじめ対策防止法二十八条による調査ですか、あるいは三十条におきます再調査等の対処につきましては、被害者遺族の要望、意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮や説明を行うこと、あるいは被害者に適時適切な情報提供を行うことなど、いじめ対策防止推進法に則しての対応を行うことは重要であると認識しているところでございます。

その上で、今御指摘いただきました地教行法の改正の第一条の四、九項の運営の事項でございますが、これは運営の一般的なルール、例えば首長又は教育委員からの協議議題の提示の手続あるいは議事録の作成及び公表、非公開とする議題等の

指針などについて定めることを想定しておりますけれども、いざれにしましても、地方自治体の判断により適切な運営事項を定めものというふうに考えております。

○小西洋之君 いずれにいたしましても、判断で適切なものを定めていいということだと思いますので、別に否定もされていないということだと思います。まさに一層の民意を反映するためにわざわざこういう会議体を置く以上は、子供の教育を受ける権利というものを間違いなく担保していくために、こういう会議の運営方針、つまり被害者の意向などに真摯に対応していくと、そういう運営方針を是非いろんな自治体で定めていただきたいと思います。

では、もう少し、この会議がどのようにいじめの法律を機能あらしめていただけるものか、確認をさせていただきます。

四月十八日の衆議院の文教委員会での政府参考人の答弁によりますと、いじめが起きた場合の緊急事態、まさに時間的に切迫したときの緊急的なこの会議の対応として、学校や教育委員会の対応を検証すること、あるいは事件発生後の学校や教育委員会の対応方針を改めて検討すること、あるいは、これは少し時間たつてやるかもしませんけど、その他、当該学校あるいは自治体全体としての再発防止策の検討や立案について議論する、

あるいは首長の再調査の必要性の判断などについてこの会議を活用することができるというふうにされているところでございます。

まさに、先ほどから申し上げております実際いじめの事件が起きた場合に、これ、いじめの法律が施行後なんですかれども、まだ残念ながら、どういう残念な対応がなされているかについて少し御紹介をさせていただきます。

済みません、三つ資料を配らせていただいておりまして、左上に国の基本方針というふうに記させていただいている資料の資料（5）というのを、ちょっと裏表のコピーで見にくくて恐縮でございますけど、ページの右上に資料（5）と、縦の右上にございますけれども、御覧いただけますでしょうか。

これは、今日、今まさに傍聴をいただいております大津の自死事件の御遺族の方が、私が決算委員会でいじめの法律の施行状況について質疑をさせていただいたときに、私が審議の参考に委員会に出せるようにということで私に出していただいた報告の文書でございます。

内容について少しかいつまんで御説明をさせていただきますけれども、上の下線を引いてあるところの真ん中ですかれども、残念ながら、学校や教育委員会においては、法律、基本方針、これは国的基本方針に沿った適切な対応がなされていな

いのが現状ですと。

その次の、二十八条の重大事態の対処のためのガイドラインの制定をどうところの下線部分ですけれども、重大事態の対処を定めるいじめ防止対策推進法二十八条等の解釈を恣意的に歪曲した対応が学校や教育委員会においてなされていていますと。

公平、中立性というものが、にわかにうなずき難いことがあるうかと思ひます。

また、広島県のケースは先ほど御説明したケー
スでございます。

こうした残念な社会事実を基に、私もいろいろ法律を作り、またこういういじめの法律の逐条解説も実は書かせていただいたんですけども、そうした中で、こういう事件が起きたときにやらなければいけないということが大体類型化が今されているというふうに認識をしております。

きに、まずその初動の対応、教育委員会や学校の初動対応が適切になされているか。アンケートの実施というものが適切な方法で適切なタイミング

でなされているのか。また、そのアンケートの結果について、被害者遺族について適切な法的説明責任の最大限の全うがなされているのかどうか。

あるいは、その調査機関ですね、二十八条の下で教育委員会に設置される第三者委員会でございますけれども、その委員会の委員の人選、先ほど

申し上げましたけれども、適切にそれがなされてい
るのか。適切の意味というのは、被害者から見
ても公平、中立、公正などの観点が確保されてい
なければいけないというのがいじめの法律の規範

でござります。また、その第三者委員会の設置者運営の要綱の策定について、あとさつき申し上げた委員会の委員のメンバーの人選もですけれども被害者への説明責任やあるいは意向の把握、あるいはその尊重というものが適切になされているの

独立性が担保されたと言える第三者委員会、これ教育委員会に設置される附属機関ですけれども、弁護士などが参加するはずの、そうしたものの設置もままならない状況であると。

その下に具体的な、いじめの法律、また国の基本方針を作つていただきたい後のケースを書いていきます。

〔理事石井浩郎君退席、委員長着席〕

山形県のケースでございますけれども、教育委員会がアンケートの開示を拒んで、また先ほどか

ら御紹介を申し上げています、遺族に寄り添つたあるいはその意向に真摯に対処する、そうした法律の方針というものを、規範というものを無視して、自らの判断で第三者委員会を設置する。これちなみに市の顧問弁護士が調査委員会のメンバーに入ったそうです。こういうの、やはりなかなか

今申し上げましたような教育委員会の残念な対応を是非総合教育会議の仕組みを利用することによって適正あらしめていただきたいというのが、私の今から伺わせていただきたいことですが、

また、これ法律ができる以前の話ですけれども鹿児島県のケースでござりますけれども、まだアンケートの開示がずっととなされず、開示請求をしたんですけども及ばず、遺族は訴訟にまで迫り込まっているということですございます。

それで、一番最後の二行ですけれども、新法の趣旨にのつとつた実効性のある適切な対応がなされるためにも、国において速やかな具体的な実効性のあるガイドラインを策定していただきたいというような報告書が出されているところだといいます。

今申し上げましたような教育委員会の残念な対応を是非総合教育会議の仕組みを利用することに

よつて適正あらしめていただきたいというの、
私の今から伺わせていただきたい」とございま

か。

あるいは、実際、この委員会を動かすに当たりましても、残念ながら隠蔽をちゃんと防ぎ、かつ委員会の適正な調査を遂行することを確保しなければいけません。やっぱりそれに当たりましては、まずは被害者から見たときに、あるいは保護者、あるいは遺族の方から見たときに、どういう事件だつたと認識しているのか、そういう被害者の方々のその意見というものをしっかりと把握をしていくということ。

あと、これ大津の御遺族の方も最も強調されておりますけれども、教育委員会や学校が持つておる情報を二十八条の教育委員会の附属機関に必ず、まあ当たり前なんですけど、これやらなかつたら明確な法律違反ですけれども、二十八条違反ですけれども、そういう情報の提供をもう必ずやるんだということをしっかりとこの総合教育会議の、事件があつてすぐ招集されるその会議の中でそういう運用方針を確認していただく必要があるうかというふうに思います。

さらに、教育委員会や学校が持つておる情報を二十八条の組織に提供するだけではなくて、先ほど申し上げました被害者遺族に対する説明責任も最大限に全うしていただきなければいけませんので、やはりこうした資料も、これ先ほど石橋委員

が質問されていたことでござりますけれども、こ

れもやはりそういう被害者サイドに適切に提供していただくということでございます。

大津の御遺族が御自身の御子息様の事件で裁判をなさいまして、これは教育委員会の対応が不適切であったということについての裁判であつたわけでもありますけれども、結果、教育委員会は敗訴しまして、上訴をいたしませんでした。判決、確定しております。

そこでこの判決の内容でござりますけれども、遺族が子の自殺の原因を調査することは、子が自殺した親の心情としては理解しているところであり、遺族への情報開示に当たっては、遺族の子の自殺の原因を調査したいという希望について一定の配慮を行う必要があると。具体的には、安易に全てを不開示とするのではなくて、調査と関係のない第三者への情報提供を行わないとするような条件を付した上で、つまり、あらゆる限りの工夫をしろということです、あらゆる限りの積極的な工夫をした上で、その情報の開示、最大限の情報の提供、説明責任の全うをするということをしなければいけない。

あるいは、個人情報保護条例の運用に当たっても、全て駄目ではなくて、もう今申し上げたような、あらゆる工夫をしてもなお無理だというものが、以外は出す、つまり、あらゆる工夫をしても出せ

ないものを限定すべき注意義務、これ法律上の注意義務です、これをしなかつたら、これは確定裁判ですから、一般的にも違法を帯びるというふうに私は理解させていただきますけれども、まあ、そういう理解で当然だと思いますけれども。

あるいは、石橋議員がおっしゃっていたことですが、学校が持つておるのか、それをまずはその当事者に、もう隠さずに明らかにする義務があるというふうに判示されているところでございます。

私も、立法者としてこの判決の考え方は、もう本法の趣旨に照らして正当なものであり、むしろ当然のものであるというふうに考えておりますし、そういうことを逐条解説にも書かせていただいておりますけれども、こうした、しっかりととした今までの、なぜこうした立法を行なきやいけないのか。もちろん、いじめの対策だけでもないし、被害者のためだけの法制度改革ではございませんけれども、一つの重要な立法事実であるということでおざいますので、であれば、こうしたことが起きないような総合教育会議のその運営方針といふものを、しっかりと首長と教育長で議論をして、確認をして、かつ、それを当事者にも説明をする、もちろん、公表もされるわけですけれども、していただきたいと思います。

今申し上げました、その事件が発生したときの

対応と、あと二十八条の調査が始まった場合にも、ちゃんと資料が適切にその二十八条組織に提出されているのか、あるいは被害者に對して適時適切なタイミングでそういう説明責任が全うされているのかどうか、あるいはその調査が完了した場合に、その調査が適切なものであったのか、あるいは首長の再調査ですね、再調査をするに当たつてのその判断でございますけれども、例えば、総合教育会議の運用において、二十八条組織の中でそれに参画した弁護士の方ですとか学者の方ですとか、そういう方々をヒアリング、この法律の第一条の四の第五項に、学識経験あるいは関係者を意見聴取ができるようになりますから、そうしたことをやつていただく。あるいはその当事者ですね、その被害者の、あるいはその遺族の当事者の方をヒアリングに呼んでいただく。あるいは、なお十全にやるために、調査に関わつていらない第三者有識者をこの第五項の規定に基づいて呼ぶ。三者有識者をこの第五項の規定に基づいて呼ぶ。そのようなことにして、二十八条の調査の適正性あるいは首長による再調査の判断の適正を確保する。

以上、申し上げましたようなことについて、総合教育会議では当然議論はできるし、当然こういうことをそれぞれの事案対処の方針として定めることができるという理解でよろしいでしょうか。

文科省、お願いいたします。

○政府参考人（義本博司君）お答えいたします。
いじめ防止対策推進法に基づきまして、自治体あるいは学校を含めまして適切な対応がなされるように総合教育会議において協議を行つていくといふのは一定の意義があると思つております。

委員御指摘の、例えば、アンケートの実施等、初動対応が適切になされているか。あるいは、いじめ防止対策推進法二十八条一項に定める組織による調査を行うための組織設置に向けた対応や、あるいは当該組織の運用状況について適切になされているか。あるいは、被害者遺族への適切な情報の提供がなされているか等について協議する」とは考えられたことでございます。

○小西洋之君 重立つたものを挙げていただきましたけれども、当然、さつき二十八条、三十条は全部取組は協議対象というふうにおつしやつていただいているので、当然協議できて、しっかりとそうしたことの確認しながら進めていただきたい

というふうに考えます。

済みません、ちよつと時間が迫つてしまいましましたので、少し私の方で申し上げさせていただきますけれども、先ほど奈良県の例で、残念ながら首長、あと教育委員会が両方とも、これ結果は実は文科省の指導によつてこの奈良県のケースは委員のメンバーが替わつたんですけれども、私もお手伝いさせていただいたんですけども、なので文

科省から見ても間違つていた対応なんですけど、つまり首長も教育委員会も間違つてしまつた場合があるわけでございます。こうした場合には、やはり遺族の、当事者の意向をもつて、さつきの第五項で、本当に首長や教育委員会のやつていることが正しいのかどうか、そういう学識経験者あるいは関係者からのヒアリングをするというようなことをちゃんとやつていただきたいと思います。

あともう一つ、この総合教育会議の活用の仕方なんですけれども、重大事態が起きたときに調査をするわけなんですけれども、大津市の例を見ますと、有名な教育評論家の尾木先生や有名な弁護士の方々が参画されておりますけれども、あの方々が個別のデータを全部見て調査、それに近いことをやられたそんなんですけれども、ただそれ全部やり切るというのはやはり難しく「ざい」ます。そうすると、どういうことかと申しますと、その調査委員会は要るんですけども、その委員会を支える調査の事務スタッフ、これは若手の弁護士ですかそういう方がなるようなケースが多いらしいんですけども、そういう方々も必要だと。すると、当然予算が必要になりますので、まさにそうしたことのこの総合教育会議の中で首長と教育委員会の方でしつかり議論をしていただきたいということをお願いをさせていただきます。

あともう一つ、今回の法改正、仮に国会で成立

した場合ですけれども、それ以前に起きた事件についても当然この会議の対象になるというふうに理解してよろしいでしょうか。イエス、ノーだけで、済みません、お願いたします、結論だけで。

○政府参考人（義本博司君） 今御指摘いただきました法施行前に発生した事案につきましても、以前に発生した事案について、例えば施行後において教育委員会が本来なすべき措置がなされていないことによりまして児童生徒等の生命、身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれが継続している場合には、総合教育会議の協議、調整の対象になると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

実は、いじめの法律も過去の事案についての直接の適用規定はないんですけども、さつきのこの法律の図の三ページ目を御覧いただきますと、左上の下線の部分ですけど、実は今御答弁いただいたものと全く同じ考え方で、過去の事案についても適用の対象になるというふうにしてあるところでございます。起きた事件について子供の尊厳の回復がまだ図れていらない、あるいはそれに基づく再発防止策がなされていない場合は当然に対応になると。なので、先ほどの鹿児島のケースですね、鹿児島のケースなどはまさに議論しようと思えばできるわけですので、そうした取組についても、文科省も、強力な指導権限は持っておりますけれ

ども、それは別として一般の行政指導の範囲でも引き続きしっかりと対処をお願いしたいというふうに思います。

では、次に移らせていただきます。

今伺わせていただいたことでござりますけれども、この総合教育会議の仕組みを使ってより実効的ないじめの法律の運用を、特に今まで残念ながら十分法律施行後もうまく適正に執行できていなかった部分が改善が得られるのではないかということを確認をさせていただきました。

ただ、そもそも大事なことは、やはり教育委員会がしっかりと機能することあります。

このいじめについては、実は、このポンチ絵の絵を見ていただきたいんですけども、この左側のこの図が教育委員会の図なんですが、この図が教育委員会の中にいじめ対策の附属機関とともに、教育委員会の中に置かれることがあります。これは何かといいますと、先ほどから申し上げております二十八条のときにこここの教育委員会に置かれるのは、それはアドホックな、重大事態が起きたときのアドホックなものなんですが、それでもない常設機関でございます。つまり、二十八条の重大事態が起きたときにその対処をすぐできるものもあり、あるいは常日頃からその地域のいじめの防止と早期発見と事案対処を適切にあらしめるためのそういう附属機関というものが置ける

ことになります。下村大臣にお作りいただいた国的基本方針におきましても、この十四条の三項の教育委員会に置く常設の附属機関なんですが、非常にその意義を強調をしていただいているところでございます。

この十四条の三項でございますけれども、先般の決算委員会で私、参考人にお願いしました日本弁護士連合会、日弁連の子どもの権利委員会の幹事であり、いじめ問題対策PTの座長をされている村山先生という方から答弁をいただきまして、

国的基本方針で、専門家の参画を求めるときは弁護士会等の職能団体に推薦を求めて、公平性、中立性を確保するよう努めることとされていることの関係で弁護士会に推薦依頼が来るであろうということについて、法の趣旨や国的基本方針の内容の解説を添えて、全国の各弁護士会にそのための体制を整えておくように要請をしていると。私も伺うと、全国の各地域でこの取組を、つまり各教育委員会の附属機関に弁護士の先生、子供の権利の問題や救済の問題について理解あるいは経験のある方を今用意をしていただいているようですが

ございます。

ですので、文科省に伺いますけれども、そもそもこの教育委員会会議にかられないように、あるいはかかったときも、教育委員会あるいは首長もそのいじめの事件について適切な事実関係の把

握をしないといけませんので、そうすると、やはりこの附属機関による調査、確認というのがもう当然の前提になりますので、そうしたことも踏まえてこの十四条の三項の設置というものをどんどんやついていただきたいと、それについて文科省も全力でサポートをしていくと。もうむしろ国の基本方針では設置していただかなければいけないぐらいの書きぶりになつてているんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君） お答えいたします。

いじめ防止対策推進法第十四条三項の機関につきましては、法律の立て付けとしてはできるといふことではございまして、必置ではございませんが、この組織自身が日常的な地域におきますいじめの予防ですとか早期発見等について実効性あらせるような取組をしていくというその重要性に鑑みまして、国的基本方針につきましてはその設置が望ましいという形でその考え方を明らかにしているところでございます。

○小西洋之君 関連で、この十四条の三項の附属機関の設置については、この総合教育会議の第一号ですね、重点的に講すべき施策としても取り上げができることができるという理解でよろしいでしょうか、別に排除されていないと。

○政府参考人（義本博司君） 御指摘のとおり、総合教育会議におきましては、いじめの早期発見、

再発防止等について協議、調整を行う場合につきましては、防止等のための対策を実効的に行なうための当該附属機関、すなわち十四条三項の組織でございますけれども、その適切な設置と運営につきましても総合教育会議において議論することはあり得ると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、続けて、もう一つの大切な取組、今いじめが起きた後の話を中心に申し上げておりましたけれども、いじめは予防と早期発見をすること、わけてもその予防が一番大事でございます。

いじめの法律なんですけれども、予防と早期発見についても、世界一の仕組みなんですけれども、つくつておりますし、この学校の箱なんですけれども、全ての学校に複数の教職員あるいは外部の方も参画するいじめのチームを設置して、子供たちから見て一番身近な学級担任を始めとする先生方が学校縦掛かりで、大人挙げていじめの予防を子供たちと一緒にやつていると。そうした委員会の存在自体が防止にもなるし、あるいはそうした委員会の活動が子供たちから見て信頼、相談の窓口になるであろうというような方針でございます。

また、その上に、全ての学校でいじめの予防のプログラムを作つていただく。これは何か。A4の紙一、二枚とかいうものではございませんで、

その後に具体的な群馬の高崎市の資料を付けさせ

ていただいておりますけれども、あつ、失礼しました、これ別の組の方でございますけれども、国的基本方針の方の組でございますけれども、これは全ての学校教育課程を通じた体系的かつ計画的な一年間を通したプログラムを作つていただくことによって、単に一人一人の子供たちの情操や道徳心だけに期待するのではなくて、いじめが起きにくく、いじめが起こしにくい学級をつくっていくということです。

これについて、資料（3）、この国的基本方針と書かせていただいた紙の資料（3）の中で、これもいじめの御遺族でございますけれども、ジョン・トルハートの小森さんという方が、ちゃんとしあた国の、今申し上げました学校の中のチーム、あるいは学校のプログラムをやってほしいというようなことを書いております。

文科省、ちょっとと簡潔で結構なんですけれども、こうしたいじめの予防ですね、早期発見、事案対処も兼ねますけれども、こうした法律で言うところの二十一条のチームや十三条のプログラム、こういう策定についてもこの総合教育会議の第一号の議題として該当すると理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君） お答え申し上げま

総合教育会議の協議調整事項につきましては、

今御議論いただきました一条の四の第一項の第二号の緊急の場合だけでなく、第一号の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策についても該当すると、ころでござります。

その中で、例えば日常的な早期発見あるいは予防、あるいはその取組ということにつきまして、例えればございますが、地方のいじめ防止基本方針、あるいはそれに基づきまして地域の所管の学校自身が計画的あるいは体系的にプログラムを作つたりとか、あるいは学校において組織的な対応を行うことができるようなことをしていくということにつきましても、重点的に講ずべき施策として総合教育会議において協議され、重大事案の未然の防止にも資するものと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

大臣に伺わせていただきます。

今、いじめの対策を中心に伺いましたけれども、先ほど石橋議員の御質問にありましたけれども、教育の政治的中立性の確保、そのためにもまずは教育委員会にしつかり本来の機能を發揮していたただく。よく指摘される例で福岡県の春日市の例などがございますけれども、そうした優れた先進例

を基に文科省で有識者会議などを開いていただきて、教育委員会というのは本来こういう活用の仕方が、もちろん地域の事情に応じますけれども、あるんだと。本来のその機能を發揮していただく、ただし、それは教育委員会が本来の目的を發揮すると同時に、それこそが政治的中立性を、つまり制度の趣旨を担保するためだという方向性でお願いしたいと思うんですけれども、こうした先進例について文科省で議論をして一定のものを示す、ガイドラインなりを示す、そうしたお考えはござりますでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 教育活動を充実させることにおいて、教育委員会の自主性や現場の創意工夫を生かす教育が展開されること、これは御指摘のように大変重要だと思います。

地域の多様な意向が反映されるよう教育委員会の活性化を図ることについては国も協力をしていくべきだと思いますし、研修会等を通じた好事例の周知によりまして教育委員会活性化の取組を促すような、ガイドラインという話がありましたが、国としても、いい事例については是非全国の教育委員会に対して周知をするようにしてまいりたいと思います。

○小西洋之君 ありがとうございました。

下村大臣の下で、いじめの対策あるいは教育委員会の改革について、適正な改革について取

り組んでいただきたいと思います。

最後に、解釈改憲問題について一言申し上げさ

せていただこうと思いましてけれども、安倍総理を相手に頑張らせていただくつもりでおりますけれども、日本語が日本語である限り、あるいは世の中に論理がある限り、憲法九条から、どんなに頑張っても集団的自衛権の行使は読み取れないというのが政府の解釈でございました。これをやつてしまふと、しかも国会の議論もせずに閣議決定だけでやつてしまふと、これはもう法治国家について恐ろしいことだございます。それは同時に、そういう法治国家に対する、世の中の法規範に対する考え方、あるいは子供の道徳に対する考え方、つまり、国民の命が関わる問題でございま

すので、それをこういう考え方、こういう手続でやってしまうのか。これ教育の在り方についても非常に重要な問題でございますので、安倍内閣の重要な閣僚であられる下村大臣におかれましては、どうか安倍総理をいさめる、閣議決定を止めるということをよろしくお願い申し上げます。

○委員長（丸山和也君） 時間です。お願いします。

○委員長（丸山和也君） 質疑の機会をありがとうございます。